

2つの給付金の申請期間を延長します

子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ 福祉課 ☎2148

子育て世帯臨時特例給付金の申請期間を11月28日(金)まで延長します。

支給対象者

平成26年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童を基本とします。

※ 平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象になりません。

市役所からピンク色の封筒で申請書が届き、給付金の対象となる方で、まだ申請書を提出していない方は早めに提出してください。

公務員の方について

職場から「申請書(公務員用)」や「児童手当受給状況証明書」を交付されている公務員の方は、申請期間内に郵送または福祉課へ提出してください。

臨時福祉給付金

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

税の申告などにより、新たに臨時福祉給付金の支給対象となる方がいるため、申請期間を11月28日(金)まで延長します。

対象

臨時福祉給付金は平成26年度市県民税が課税されていない方

ただし、あなたが同一世帯・別世帯を問わず市県民税が課税されている方の税法上の扶養親族となっている場合は対象外となります。

※ 扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、事業専従者および年齢16歳未満の年少者を指します。

ご自身が扶養親族となっているかは、ご家族の方が確定申告やお勤め先の源泉徴収票などであなたを扶養親族にしていないかどうかをご確認ください。

市役所から水色の封筒で申請書が届き、給付金の対象となる方で、まだ申請を行っていない方は早めの申請をお願いします。申請書は6月1日付けの課税情報でお送りしています。なお、税の修正申告などにより給付金の支給対象に該当することになった場合はお問い合わせください。

年金のはなし

No. 216

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-232-4171
保険介護課 ☎2141

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税および市民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、申告のときに支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

10月下旬から11月上旬に送付

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方は、来年の1月下旬に同様の証明書が送付されます。年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

ご家族の国民年金保険料も控除対象

生計を一にするご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。このような場合は、年末調整や確定申告の手続きのときにご家族あてに送られた控除証明書を添付してください。